

食品企業向け人権尊重の取組のための手引き 参考資料編



令和5年12月
農林水産省
大臣官房新事業・食品産業部



本参考資料について

本参考資料は「食品企業向け人権尊重の取組のための手引き」本編に沿って人権尊重の取組を行う際に参考となる情報を紹介したものです。本編の内容に対応した順に紹介しています。あくまで本編の参考資料であり、取り組むべき人権侵害リスクの種類・内容等は必ずしも本参考資料で取り上げているものに限りません。

また、本参考資料に記載の取組例は一例であり、そのとおりやらなければならない又はそれだけやっておけばよいというものではありません。各企業は、本手引を参照しながら、自社の状況等を踏まえ、人権尊重の観点からどのような取組が適切か具体的に検討する必要がありますのでご注意ください。

なお、本参考資料に示された国際労働機関（ILO）に関連する内容は、ILO条約の解釈に関する日本政府の見解ではありませんのでご注意ください。

農林水産省 大臣官房 新事業・食品産業部
（令和5年度委託事業委託先：三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社）

目次

項目	本資料ページ番号	手引き本編該当 ページ番号
人権の範囲	4-5	4
負の影響の特定・評価	6-8	16-17
説明・情報開示	9-11	26
救済	12	27
参考資料・リンク集	13	
各人権に関するリスクの解説		
①強制労働の禁止	15-28	31-32
②児童労働の禁止	29-42	33-34
③差別の排除	43-56	35-36
④外国人労働者の権利の尊重	57-70	37-38
⑤結社の自由・団体交渉権の尊重	71-76	39-40
⑥労働安全衛生の確保	77-89	41-42
⑦過剰・不当な労働時間の禁止	90-106	43-44
⑧公正な賃金の支払い	107-116	45-46
⑨暴力とハラスメントの禁止	117-127	47-48
⑩先住民・地域住民の権利の保護	128-132	49-50
⑪消費者の安全と知る権利	133-143	51-52

人権の範囲

企業が尊重すべき人権

責任あるサプライチェーン等における
人権尊重のためのガイドライン
(以下、政府ガイドライン) 2.1

本編 4ページ

企業が尊重すべき人権は、国際的に認められた人権です。

- 企業の人権尊重責任は、**国際的に認められた**人権に依拠しています。
- 国際的に認められた人権には、少なくとも、**国際人権章典**や「**労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言**」で挙げられた基本的権利に関する原則が含まれます（次ページ参照）。
- 御社で人権方針を策定される際は、**国際的に認められた**人権への**コミットメントや支持**を示すことが重要です。
- 国際人権章典とILO宣言は、国際的に認められた人権の「**最低限**」の内容です。将来的に企業が尊重すべき人権が追加される可能性はあります。御社の事業規模や製品、ビジネスモデルに応じて、御社に関連する人権が何であることを検討し、関連する条約や基準、原則を参照してください。

人権の範囲

国際的に認められた人権と関連する条約等

政府ガイドライン 2.1.2.1

本編 4ページ

【国際的に認められた人権】

国際人権章典

世界人権宣言

国際人権規約

自由権規約

社会権規約

ILO宣言

中核的労働基準

結社の自由・団体交渉権

強制労働の禁止

児童労働の廃止

差別の排除

労働安全衛生

【国際的に認められた人権に関する主な条約等】

- 国際人権章典
 - 世界人権宣言
 - 国際人権規約（市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）と経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（社会権規約））
- 労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言に挙げられた基本的権利に関する原則
 - 結社の自由及び団体交渉権の効果的な承認
 - あらゆる形態の強制労働の禁止
 - 児童労働の実効的な廃止
 - 雇用及び職業における差別の排除
 - 安全で健康的な作業環境
- その他、女性、児童、移住労働者、障害者、先住民のように個別のテーマに関する条約やガイドラインが存在します。

負の影響の特定・評価

世界の労働者の権利侵害状況

政府ガイドライン 4.1

本編 16-17ページ

- 手引き本編で挙げた海外の団体の資料の一例として、国際労働組合総連合（ITUC）の世界各地域・国における労働者の権利の保障状況を示す「グローバル権利インデックス（Global Rights Index）」を紹介します。
- インデックスでは、日本企業が進出している国や地域でも労働者の権利が多く侵害されていることが指摘されています。企業の海外展開は現地での雇用創出や現地労働者の知識やスキルの獲得といった恩恵があり、その国の発展や貧困削減につながるなどよい影響があります。また、企業の事業や調達の戦略上、労働者の権利が十分な保障されていない国での事業やそこからの調達を止めることができないことも多いでしょう。
- そのため、リスクがあってもその国での事業等を継続しなければならないこともあります。こうした様々な機関が発行するレポート等を参照することで、事業展開国での人権の負の影響の特定・評価をすることができ、対策を講じることで御社の事業リスクを軽減させることができます。

「この他にもリスクデータの資料は多数ありますので、手引き本編の29ページの一覧等を参照してください」

ITUCによる各地域の労働者の権利の保障状況の評価（2023年）

地域	スコア
中東・北アフリカ（MENA）	4.53
アジア・大洋州	4.18
アフリカ	3.84
南北アメリカ	3.52
欧州	2.56

【スコアの見方】

5+：法の支配が崩壊しており権利が全く保障されていない
5：権利が全く保障されていない
4：権利の組織的な侵害（systematic violations）がある
3：権利がよく侵害されている（regular violations）
2：権利が繰り返し侵害されている（repeated violations）
1：権利が散発的に侵害されている（sporadic violations）

（出所） International Trade Union Federation, 2023 ITUC Global Rights Index, p.18.

負の影響の特定・評価

世界の労働者の権利侵害状況（続き）

政府ガイドライン 4.1

本編 16-17ページ

ITUCによる世界の労働者の権利の保障状況の評価（2023年）

権利	遵守状況
ストライキの権利	87%の国で侵害
団体交渉権	79%の国で侵害
結社の自由	77%の国で労働者が団結権から排除されている
司法の権利	65%の国で労働者が司法へのアクセスがないか、制限されている
労働組合の活動の権利	73%の国で労働組合の登録が阻害されている
市民的自由の権利	69か国で労働者が拘留・逮捕されている
労働者への暴力	44か国で労働者が暴力を経験している
言論・集会の自由	42%の国で言論と集会の自由が制限されている
殺人	8か国で労働組合の組合員が殺害されている

（出所） International Trade Union Federation, 2023 ITUC Global Rights Index, pp.10-11をもとに作成。

負の影響の特定・評価

強制労働や児童労働が指摘されている製品の例

政府ガイドライン 4.1

本編 16-17ページ

国際機関により強制労働や児童労働が指摘されている製品の例

	児童労働が指摘されている製品の例	強制労働が指摘されている製品の例
農産物	カカオ、珈琲、紅茶、ヒマワリ、花、パーム油、スパイス（クローブ、バニラ）、小麦、米、とうもろこし、バナナ、メロン、柑橘系フルーツ、ブルーベリー、葡萄、キャッサバ、ジャガイモ、カシューナッツ、ヘーゼルナッツ、ブラジルナッツ、栗、豆、オリーブ、サトウキビ、嗜好品（タバコ、ケシ、カート）、キャベツ、きゅうり、タマネギ、トマト、ニンニク、ブロッコリー、レタス	珈琲、紅茶、パーム油、バナナ、イチゴ、柑橘系フルーツ）、ブラジルナッツ、サトウキビ、タバコ、トマト、米、とうもろこし、胡椒）
畜産物・魚介	エビ、魚、牛、豚、鶏、羊、山羊	エビ、魚、貝、牛、羊、山羊
アパレル・布製品	綿、サイザル麻、絹繭、織物、衣服、靴、カーペット、糸	綿、織物、衣服、靴、カーペット
鉱物	錫、タンタル、タングステン、コバルト、金、銀、銅、雲母、鉄、サファイア、ダイヤモンド、タンザナイト、トロナ、亜鉛、石炭、砂、翡翠、花崗岩、蛍石、石膏	錫、金、銀、サファイア、翡翠
雑貨・その他	ポルノ、革・革製品、花火、電化製品、サッカーボール、レンガ、陶器、家具、お香、マッチ、塩、木炭、手術器具、ゴム	木材、電化製品、ゴム手袋、レンガ、ゴム

（出所）「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のための実務参照資料（別添1）参考資料」66頁。

説明・情報開示

説明・情報開示の方法

政府ガイドライン 4.4

本編 26ページ

- 上場企業や大手企業では、情報開示（ホームページ、統合報告書、サステナビリティ報告書、CSR報告書、人権報告書等）に取り組む企業が増えています。
- 人権尊重の取組を進めているようであれば、中小企業であっても、**積極的に情報開示**をすることで**社会的信頼の向上**につなげることもできるでしょう
- 情報開示には「負の影響を受ける又は受けたステークホルダーに対して情報を提供する」ということも含まれます。
- 企業規模やリソースの問題により社内外の幅広い関係者に対する情報開示に時間がかかる場合も、取引先企業に対する情報開示やステークホルダーへの情報提供に積極的に取り組み・対応するようにしましょう。

情報開示方法の例

取引先企業に対する情報開示

- 引先企業からのアンケート調査への回答
- サプライヤー行動規範の遵守確認等への回答
- 現地訪問・監査への対応／等

【メリット】

- 人権への取組を調達基準とする取引先企業との関係強化・取引の継続
- 人権への取組を求める新規顧客・消費者受容の開拓

社内外の幅広い関係者に対する情報開示

- 自社のホームページ
- 統合報告書、サステナビリティ報告書、CSR報告書、人権報告書／等

【メリット】

- 新規顧客の開拓
- 人材の確保
- 社内のさらなる取組意識の醸成
- 地域社会等からの評判・信頼性の向上

負の影響を受ける又は受けたステークホルダーへの情報提供

- 面談（オンライン形式を含む）
- 書面によるコミュニケーション／等

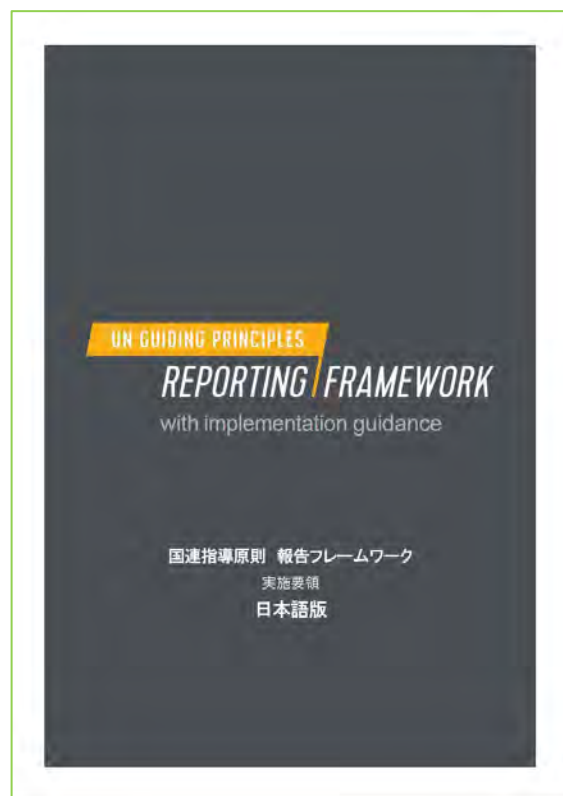
説明・情報開示

人権デュー・ディリジェンスの実施

政府ガイドライン 4.4

本編 26ページ

- 社内外の幅広い関係者に対する情報開示への取組を検討されている企業であれば、国連指導原則の策定を主導したラギー（John Gerard Ruggie）ハーバード大学教授等によって設立された研究機関であるShiftと監査・アドバイザリー企業のMazars「**国連指導原則報告フレームワーク**」が参考になります。
- 本フレームワークは、指導原則に基づく開示を後押しするためのツールであり、日本語版も公開されています。
- 人権のみを対象にしたものではありませんが、農林水産省の「**食品企業のためのサステナブル経営に関するガイダンス－目標設定・情報開示のための手引き－**」も参考になります（ガイダンスの目次は次ページ）。



第1部

国連指導原則報告フレームワーク及び報告原則

第2部

概要

1. はじめに
2. 理論的根拠
3. 目的
4. ビジネスと人権
5. ビジネスと人権に関する国連指導原則
6. 国連指導原則報告フレームワーク
7. 顕著な人権課題
8. 報告原則

第3部

実施要領

パートA：人権尊重のガバナンス
方針のコミットメント
人権尊重の組みこみ

パートB：報告の焦点と明確化

顕著な課題の提示
顕著な課題の確定
重点地域の選択
追加的な深刻な影響

パートC：顕著な人権課題の管理

具体的方針

ステークホルダー・エンゲージメント

影響の評価

評価結果の統合及び対処

パフォーマンスの追跡

是正

第4部：付属文書

A. ビジネスと人権の関係

B. 用語集

C. 回答索引

D. 参照される報告及びその他
イニシアチブの名称について

農林水産省 「食品企業のためのサステナブル経営に関するガイダンス－目標設定・情報開示のための手引き－」 の目次

I. はじめに	4	IV. ESG課題別 情報開示の方法	59
● 背景	5	● 情報開示の考え方（中堅・中小食品企業にとっての視点）	60
II. サステナブル経営の重要なポイント	10	● 顧客企業に対する情報開示	61
● サステナブル経営の全体像	11	● 社内外の幅広い利害関係者に対する情報開示	67
● 重要なポイント	12	－ ガバナンス、リスク管理	69
● ESGの観点でのサプライチェーン管理	16	－ 気候変動	70
● 参考資料・リンク集	17	－ 人権尊重	72
III. ESG課題別 目標設定と取組の方法	19	－ 食品ロス削減、食品廃棄物リサイクル	74
● 本ガイダンスで扱うESG課題	20	－ 脱プラスチック、容器包装リサイクル	74
－ 気候変動	21	－ 自然環境・生物多様性の保全	75
－ 人権尊重	29	－ アニマルウェルフェアへの配慮、抗菌剤使用の抑制	78
－ 食品ロス削減、食品廃棄物リサイクル	37	－ 消費者の健康・栄養	79
－ 脱プラスチック、容器包装リサイクル	40	－ 参考：人的資本に関する開示	80
－ 自然環境・生物多様性の保全	43	V. おわりに（持続可能な食料システムの実現を目指して）	81
－ アニマルウェルフェアへの配慮、抗菌剤使用の抑制	49		
－ 消費者の健康・栄養	52	付録：目標設定・開示事項参考集	
● 参考資料・リンク集	56		

●法的トラブルや職場におけるトラブル等に関する相談窓口

- 法務省「人権相談」 http://www.moj.go.jp/JINKEN/index_soudan.html
- 日本司法支援センター（法テラス）「法的トラブル解決のための総合案内所」
<https://www.houterasu.or.jp/lp/roudou2022b/>
- 厚生労働省「個別労働紛争解決制度（労働相談、助言・指導、あっせん）」
<https://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/index.html>
- 内閣府「障害に関する相談窓口」
https://www8.cao.go.jp/shougai/whitepaper/h30hakusho/zenbun/furoku_08.html

●外国人技能実習生を含む外国人労働者への相談窓口

- 出入国在留管理庁「相談窓口・情報受付」
<http://www.moj.go.jp/isa/consultation/index.html>
- 厚生労働省「外国人労働者向け相談ダイヤル、労働条件相談ほっとライン、外国人労働者相談コーナー」
<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/sp/soudan/foreigner.html>
- 外国人技能実習機構「外国人技能実習生向け母国語相談」
<https://www.support.otit.go.jp/soudan/jpindex.html>
- 外国人技能実習機構「外国人技能実習生向け情報提供」
<https://www.otit.go.jp/sns/index.html>
- 責任ある外国人労働者受入れプラットフォーム（JP・MIRAI） <https://jp-mirai.org/jp/>

●裁判外紛争解決手続

- 法務省「法務大臣による裁判外紛争解決手続の認証制度 かいけつサポート」
<https://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/index.html>

●その他の苦情処理メカニズム

- 日本NCP（外務省・厚生労働省・経済産業省により運営）
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/csr/housin.html>
- JaCER 一般社団法人ビジネスと人権対話救済機構
<https://jacer-bhr.org/index.html>

外部の制度を活用することで救済へのアクセスを確保することもできます。主な制度を紹介するので、活用を検討してみてください。

参考資料・リンク集

●政府ガイドライン

- 「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」
<https://www.meti.go.jp/press/2022/09/20220913003/20220913003-a.pdf>
- 「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のための実務参照資料」
<https://www.meti.go.jp/press/2023/04/20230404002/20230404002.html>

●官公庁のウェブサイト

- 外務省「ビジネスと人権ポータルサイト」
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bhr/index.html>
- 経済産業省「ビジネスと人権～責任あるバリューチェーンに向けて～」
<https://www.meti.go.jp/policy/economy/business-jinken/index.html>
- 農林水産省「ビジネスと人権」
https://www.maff.go.jp/j/kokusai/kokusei/kanren_sesaku/business_and_human_rights.html
- 法務省「ビジネスと人権」
https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00090.html

●国際機関・各国政府

- Shift、Mazars LLP「国連指導原則報告フレームワーク 実施要領 日本語版」
<https://www.ungpreporting.org/wp-content/uploads/2017/06/UNGPRreportingFramework-Japanese-June2017.pdf>

●NGO・業界団体等

- グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン「CSR調達セルフ・アセスメント質問票」
<https://www.ungcnj.org/activities/help/index.html>
- 業界毎に重要な人権課題（レポート）経済人コー円卓会議日本委員会（CRT日本委員会）
食品・飲料業含む7業種別人権侵害リスクをまとめたレポート（毎年更新）
<https://crt-japan.jp/blog/2022/03/01/2021-she-japan/>
- フェアトレード・リスクマップ（Fairtrade International）
国毎の人権・環境リスクや製品ごとの人権・環境リスクを可視化するWebツール（定量・定性データ含む）
<https://fairtrade-jp.org/news-detail.php?id=148>
- International Trade Union Federation, 2023 ITUC Global Rights Index
<https://www.ituc-csi.org/ituc-global-rights-index-2023?lang=en>
- オウルズコンサルティンググループ「【解説レポート】経済産業省 ビジネスと人権 実務参照資料：解説と実践に向けたアドバイス」